

別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
401	地区コミュニティセンター使用の許可	厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）	第4条第1項	○	2日	町民課自治振興係	
402	地区コミュニティセンター使用料の免除	厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）	第8条第3項	×ア	2日	町民課自治振興係	
403	地区コミュニティセンターの特別の設備等の許可	厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）	第10条	○	2日	町民課自治振興係	
404	地区コミュニティセンター使用料の還付申請	厚岸町地区コミュニティセンター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第30号）	第7条第2項	×ア	30日	町民課自治振興係	
405	地区集会所使用の許可	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）	第4条第1項	○	2日	町民課自治振興係	
406	地区集会所使用料の免除	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）	第8条第3項	×ア	2日	町民課自治振興係	
407	地区集会所の特別の設備等の許可	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）	第10条	○	2日	町民課自治振興係	
408	地区集会所使用料の還付申請	厚岸町地区集会所条例施行規則（平成13年厚岸町規則第31号）	第7条第2項	×ア	30日	町民課自治振興係	
409	住の江山の手地区集会所利用の許可	厚岸町住の江山の手地区集会所条例（平成18年厚岸町条例第7号）	第7条第1項	○	2日	町民課自治振興係	
410	住の江山の手地区集会所利用料金の免除	厚岸町住の江山の手地区集会所条例（平成18年厚岸町条例第7号）	第11条第7項	×ア	2日	町民課自治振興係	
411	住の江山の手地区集会所の特別の設備等の許可	厚岸町住の江山の手地区集会所条例（平成18年厚岸町条例第7号）	第13条	○	2日	町民課自治振興係	
412	住の江山の手地区集会所利用料金の還付申請	厚岸町住の江山の手地区集会所条例施行規則（平成18年厚岸町規則第26号）	第6条第2項	×ア	30日	町民課自治振興係	
413	宮園鉄北地区集会所利用の許可	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第1号）	第7条第1項	○	2日	町民課自治振興係	
414	宮園鉄北地区集会所利用料金の免除	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第1号）	第11条第7項	×ア	2日	町民課自治振興係	
415	宮園鉄北地区集会所の特別の設備等の許可	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第1号）	第13条	○	2日	町民課自治振興係	
416	宮園鉄北地区集会所利用料金の還付申請	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例施行規則（平成24年厚岸町規則第13号）	第6条第2項	×ア	30日	町民課自治振興係	
417	生活館使用の許可	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）	第4条第1項	○	2日	町民課自治振興係	
418	生活館使用料の減免	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）	第8条第3項	×ア	2日	町民課自治振興係	
419	生活館の特別の設備等の許可	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）	第10条	○	2日	町民課自治振興係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
420	生活館使用料の還付申請	厚岸町生活館条例施行規則（平成13年厚岸町規則第32号）	第7条第2項	×ア	30日	町民課自治振興係	
421	生活改善センター利用の許可	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）	第7条第1項	○	2日	町民課自治振興係	
422	生活改善センター利用料金の免除	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）	第11条第6項	×ア	2日	町民課自治振興係	
423	生活改善センターの特別の設備等の許可	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）	第13条	○	2日	町民課自治振興係	
424	生活改善センター利用料金の還付申請	厚岸町生活改善センター条例施行規則（平成18年厚岸町規則第25号）	第6条第2項	×ア	30日	町民課自治振興係	
425	チャイルドシート等貸付の決定	厚岸町チャイルドシート等貸付事業実施規則（平成12年厚岸町規則第2号）	第4条	×ア	1日	町民課自治振興係	
426	乳幼児等医療費受給資格の認定及び受給者証の交付	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第20号）	第4条	×ア	1日	町民課保険医療係	
427	乳幼児等医療費受給証の再交付	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年厚岸町規則第17号）	第3条第3項	×ア	1日	町民課保険医療係	
428	乳幼児等医療費助成の決定	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年厚岸町規則第17号）	第6条	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払
429	後期高齢者医療保険料延滞金の減免	厚岸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年厚岸町条例第12号）	第6条第3項	×ア	15日	町民課保険医療係	
430	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費受給者の決定及び受給者証の交付	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第21号）	第6条	×ア	1日	町民課保険医療係	
431	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費受給者証の再交付	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年厚岸町規則第25号）	第7条	×ア	1日	町民課保険医療係	
432	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成の決定	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年厚岸町規則第25号）	第9条	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払
433	出産育児一時金の支給	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）	第6条第1項、第2項	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払
434	葬祭費の支給	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）	第7条第1項、第2項	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
 - ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
 - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの